

令和元年 11 月 12 日
在ポーランド日本国大使館

在留邦人子女に対するいじめ相談窓口に関する御案内

公益財団法人 海外子女教育振興財団が、在留邦人子女に対するいじめ相談窓口を運営しておりますので、お知らせします。

日本国内の学校では、平成 25 年にいじめ防止対策推進法が施行されたことに伴い、各学校へのいじめ防止に関する措置等がとられているところ、海外に在留する邦人の子女に対しても、公益財団法人 海外子女教育振興財団がいじめ相談窓口を設置して対応しております。

同財団は、教育相談員による教育相談も受け付けておりますので、御不明な点などございましたら、下記の連絡先にお問い合わせください。

公益財団法人 海外子女教育振興財団 事業部 教育相談事業チーム

TEL : +81-3-4330-1352

受付時間 : 月～金曜 10 時～16 時(日本時間)

メールアドレス: sodanjigyo@joes.or.jp

受付時間 : 随時

○ 公益財団法人 海外子女教育財団とは

海外に勤務する邦人の子女および海外勤務を終了し本邦に帰国した邦人の子女の教育の振興を図るため、必要な教育・研修、支援、助言・情報提供・調査等に関する事業を行い、海外勤務生活の安定に寄与し、日本の海外における発展と国際交流の推進に資することを目的として昭和 46 年に設立されました。

(了)